

参考資料

○ 歴史都市・京都創生策Ⅱのあらまし

① 歴史都市・京都創生策Ⅱの位置付けと構成

- ・平成16年10月に「歴史都市・京都創生策（案）」を策定してから2年が経過し、この間、「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の中間報告、「京都文化芸術都市創生条例」、「京都市伝統産業活性化推進条例」の制定、「新京都市観光振興推進計画」の策定など、京都創生の推進に向けた新たな取組が進んでいる。
- ・また、国会議員連盟の設立や中央官庁の幹部職員と本市職員による「日本の京都」研究会の設置など、新しい動きが生まれている。
- ・今回策定する「歴史都市・京都創生策Ⅱ」は、京都創生を更に強力に推進するために、これまでの「歴史都市・京都創生策（案）」の内容を具体化し、京都市の今後の取組方策と国に求める措置（提案・要望）をまとめたものである。
- ・総論、景観、文化、観光の4編で構成しており、「歴史都市・京都創生策（案）」と同様に、市民や国民の皆様から幅広い御議論・御意見をいただく端緒となることを期待している。

② 歴史都市・京都創生策Ⅱの目標

大目標「京都創生の実現」

- 目標その1（景観）「京都らしく美しい景観の保全、再生、創造」
- 目標その2（文化）「永年の歴史に育まれてきた文化の継承と創造」
- 目標その3（観光）「京都の都市資源を活かした魅力の創造と発信」

○ 景観編

第1節 山並みや町並みの京都らしさ・美しさを高める

〔京都市のこれからの取組〕

- 1 地区の特性に応じ、きめ細やかに規制・誘導の充実・強化を図る
地区特性を踏まえ、景観コントロールに必要な事項を基準化。また、建築物の高さが一定以下の場合に不要としている認定・届出対象を拡大する。
夜間景観のあり方の検討や、景観形成の活動を支える人材育成を行う。
- 2 全市的に高さの最高限度を引き下げる
全市的に建築物の高さの最高限度を引き下げる。また、既存不適格建築物の建替えを促進する仕組みを検討するとともに、眺望景観を保全するためのガイドラインの策定等の取組を行う。

—国への要望・提案（抜粋）—

- ・歴史的風土・町並みを守るための財政支援措置の拡充
- ・都市景観に関する研究・教育機関の設立及び京都市における設置
- ・既存不適格建築物の改修及び建替えに関する支援、誘導 等

第2節 「京都の象徴」を守り、育てる

〔京都市のこれからの取組〕

- 1 「京町家等」を守り、育てる
面的・点的な保全対象の拡大や、修理・修景のための財政的支援の拡充、相続の際の逸失防止に向けた買取り等を実施。また、歴史的建築物等の新築・建替え等を可能にするため、その意匠を維持・継承しつつ、必要な防火・耐震性を定める規定等を求める。
- 2 「細街路・袋路」を維持・継承する
建築基準法の規定を活用し、細街路を維持・継承。袋路については、既存建築物の改修や建替えを地域と

の連携により推進するとともに、袋路再生型連担建築物設計制度のさらなる活用等を検討する。

3 「山紫水明の都」を継承する

3-1 緑を守り、育てる

民間所有庭園について、史跡、名勝としての指定や、公的資金による公有化、トラストによる保有等を検討。また、三方の山々と山麓部の緑を保全するため、適正な維持管理についての総合的なマネジメントの仕組みを導入する。

さらに、公園、道路空間等の公有地の整備や、民有地の緑化を推進する。

3-2 水辺を守り、再生する

河川の多自然型としての整備や、水辺空間の整備を推進。また、京都のシンボルである鴨川、桂川について、全流域を通じた美しさの徹底を要する。

4 「京の橋」を継承し、あるいは創る

伝統的な橋梁の適切な補修・継承や、鴨川にふさわしい橋づくり、地域の特性に配慮した橋の整備を推進する。

—国への要望・提案（抜粋）—

- ・京町家等を守るための支援措置の拡充等
- ・保全対象の建築物等に係る固定資産税の特例措置の創設
- ・細街路指定に伴う道路斜線・道路容積率の非適用・緩和の可能性
- ・伝統的な橋梁の継承を可能に 等

第3節 良好な景観の阻害要因を取り除く

〔京都市のこれからの取組〕

1 無電柱化を推進する

効果的な整備手法を検討し、無電柱化の早期達成に向けて取り組む。

2 放置自転車等を追放する

新設・既設駅や、店舗等への自転車等駐車場整備を推進、都心部では、アクションプログラムに基づいて抜本的な対策を実施するとともに、適切な撤去や啓発指導を行う。

3 まち美化を推進する

市民・事業者・行政の協働による総合的なまち美化を、積極的に推進する。

4 その他の良好な景観の阻害要因を取り除く

エアコン室外機や洗濯物等、景観阻害要因を取り除くため、市民への呼び掛け等を行う。

—国への要望・提案（抜粋）—

- ・電線の裏配線・軒下配線方式の確立
- ・抜本的な無電中化推進制度の創設
- ・自転車等駐車場整備等に係る財政支援措置 等

第4節 あらゆる景観構成要素等に京都らしさ・美しさを追求する

〔京都市のこれからの取組〕

1 屋外広告物の京都らしさ・美しさを追求する

違反広告物について、撤去・除却・回収等により追放に取り組み、また、デザイン指導の充実など、優良な広告物を誘導する。

2 道路の京都らしさ・美しさを追求する

地域の特性に応じ、道路、ガードレール等のデザイン・色彩への配慮を行う。

3 歩いて楽しいまちを創る

関係機関と連携し、パーク&ライドや臨時交通規制などの交通対策を推進。また、都心部において「歩い

て楽しいまちなか戦略」を推進し、抜本的な交通環境の改善を実現する。

4 その他あらゆる景観構成要素を京都らしく・美しく

公共建築物や公共交通等について、京都らしいデザインのあり方の検討、整備の推進、支援等を行う。

—国への要望・提案（抜粋）—

- ・道路の景観配慮により増加する経費の補助対象化
- ・交通安全関連設備に対する景観への配慮
- ・本格的なトランジットモールの実現 等

○ 文化編

第1節 京都の文化芸術の創生

〔京都市のこれからの取組〕

- 1 文化芸術活動と地域のまちづくりとの連携を一体化させた取組
地域のまちづくりと一体化させながら、文化芸術を分かりやすく、身近に感じてもらえるように振興・発信する取組について検討、推進する。
- 2 京都芸術センターの機能強化
上記の検討を踏まえながら、他の文化ゾーンとの関係性の中で改めて京都芸術センターの位置付けとあり方を点検する。
- 3 京都の文化芸術の奥深い魅力の発信
悠久の歴史の中で生まれた京都の文化芸術の奥深い魅力の発信に、市民、NPO、企業と協働で取り組む。
- 4 文化芸術関連機関・施設の交流、連携
京都を文化芸術都市として創生するために、教育機関と文化施設を、それぞれの特長を發揮しつつ有機的に連携することが必要であることから、文化芸術関連機関・施設間の一層の交流を図る。

—国への要望・提案—

- ・国立京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備

第2節 古都・京都の文化財の保存・活用による創生

〔京都市のこれからの取組〕

- 1 未指定文化財の調査
価値が十分に認識されないまま失われつつある未指定の文化財の調査の実施
- 2 出土遺物保存・活用計画の策定
将来の出土量を見据えた出土遺物の収蔵・活用計画の早期策定
- 3 無形民俗文化財の記録保存
IT（デジタル技術）等も活用した記録保存
- 4 文化財の保存・活用計画の策定
京都市指定文化財の保存計画を策定及び文化財の国内外への発信を目指した活用計画及び史跡等の整備、活用計画の策定
- 5 重要文化的景観の選定への取組の推進
京都の特性を表す重要文化的景観の選定の申出に向けた調査などの取組の推進

—国への要望・提案（抜粋）—

- ・文化財保存活用のための財政措置の充実
- ・文化財所有者に係る税負担の軽減等
- ・NPOやボランティア等との連携協力による文化財の保存・活用の促進
- ・京都における新たな世界遺産の登録
- ・国立京都歴史博物館（仮称）の整備 等

第3節 文化財の防火防災対策

〔京都市のこれからの取組〕

1 防火防災対策の課題と対策

地震による大規模な火災への対応のため、大規模な水利整備とともに、文化財を地域と一体として守るための対策を構築することが喫緊の課題であり、平成18年度より清水地区で取り組んでいる。

—国への要望・提案—

- ・文化財とその周辺地域を守る防災水利整備事業の継続的推進のため、財政措置の継続

第4節 京都の伝統産業の創生

〔京都市のこれからの取組〕

1 伝統産業活性化推進計画の策定

6つの基本施策ごとに具体的施策を盛り込んだ「伝統産業活性化推進計画」を平成18年11月に策定。

—国への要望・提案—

- ・日本の文化を支える希少となった伝統産業の技術・技法の後継者への継承及び記録保存のための財政的支援

第5節 京都を拠点とした文化行政の創生

京都は、「京都の文化は日本の文化」といわれるように、日本の伝統文化が今日も日常生活の中に浸透し、新たな創造活動の源泉となっている。こうした優れた文化の蓄積を国として活用することが、我が国の文化の振興にとっても国際的な理解を進めるうえでも有効かつ重要であることから、文化庁の関西拠点を京都に設置するよう要望する。

○観光編

第1節 京都観光の目指すべき目標

第2節 創生の実現に向けた京都の取組について

〔京都市のこれからの取組〕

「新京都市観光振興推進計画」で、21の戦略的施策と100の推進施策を設定しており、京都自らがこれら121の施策を通じた観光振興を行う。京都創生を実現するに当たっては、特に重点的に取り組む施策である「戦略的施策」について次の4つが挙げられる。

- 1 入洛観光客数5000万人の実現に向けて
(目標) 下位6箇月の1,600万人を平成22年までに2,000万人に
- 2 受入環境整備に向けて
(目標) 「案内」、「道路」、「交通」に関する感想で「悪い」と答えた人の割合を、平成22年までに平成16年のレベルから、それぞれ2割以上削減
- 3 外客誘致に向けて
(目標) 外国人観光客を平成22年までに200万人に
- 4 持続可能な観光振興に向けて
(目標) 京都観光の持続的発展のため、オール京都の推進体制により観光振興を図る

—国への要望・提案(抜粋)—

- ・観光基本戦略の策定
- ・京都における最新の観光振興モデルの実施
- ・伝統文化の積極的な発信と体験機会の提供
- ・京町家の再生と活用
- ・観光人材育成の充実
- ・日本を代表する観光地京都における観光客受入環境整備 等